

# あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい  
年金講座(その56)

## 新企業年金基金のしくみについて③～経過措置給付の選択～

Q

新企業年金基金の「経過措置給付」について、退職時に選択できると聞きましたが、どのような選択内容なのでしょう？

A

「経過措置給付」は、基金加入月から脱退月の前月まで会社が拠出した掛金に基づく給付です。退職時に『終身年金』・『5年有期年金』・『一時金』の中から、給付の受取方法を選択します。『終身年金』と『5年有期年金』が60歳到達時より年金で支給されるのに対し、『一時金』は退職時に、一括で支給されます。退職時に年金を選択された場合は、60歳の年金請求時に再選択が可能です。(注意)ただし、平成17年4月1日以降に入社された方は、経過措置給付はありません。経過措置給付は、東洋紡が厚生年金基金時代に上乗せしていた給付を引き継いでいますので、厚生年金基金時代から継続して加入されている方のみ給付いたします。

### ◆ 経過措置給付の選択内容 ◆

退職時に『終身年金』・『5年有期年金』・『一時金』の中から選択していただきます。

終身年金

#### 【支給期間】

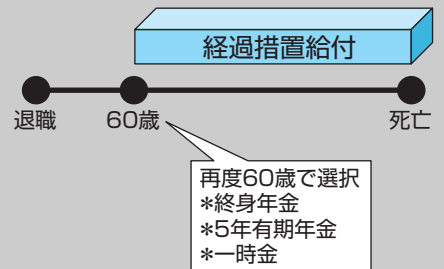
60歳から、ご本人が生存する間、年金としてお支払いします。  
\*ご本人が死亡した時点で、年金は終了になります。

#### 【再選択】

定年以外で退職した場合、60歳のときに、再選択が可能です。  
退職時、終身年金選択⇒(終身年金・5年有期年金・一時金の中から再選択)

#### 【死亡したとき】

基金にご連絡の上、死亡の手続きをとっていただきます。  
死亡した月まで年金をお支払いします。  
\*60歳未満で死亡された場合、支給はありません。



5年有期年金

#### 【支給期間】

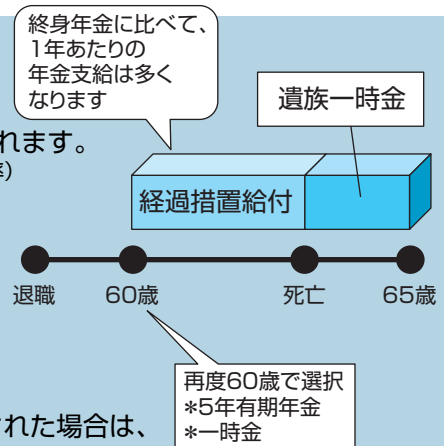
60歳から、5年間だけ年金としてお支払いします。  
\*5年経過した時点で、年金は終了になります。  
\*終身年金選択と比べて、1年間に支払われる年金額は増額されます。  
(計算式) 5年有期年金 = 終身年金の経過措置給付 × 2.7657 (5年確定現価率)

#### 【再選択】

定年以外で退職した場合、60歳のときに、再選択が可能です。  
退職時、5年有期年金選択⇒(5年有期年金・一時金の中から再選択)  
\*終身年金は選択できません

#### 【死亡したとき】

基金にご連絡の上、死亡の手続きをとっていただきます。  
死亡した月まで年金をお支払いします。  
\*もし、60歳未満、または受給後5年以内に、ご本人が死亡された場合は、遺族の方に遺族一時金をお支払いします。



一時金

#### 【支給時期】

退職時に一時金でお支払いします(実際の支給は、手続きの関係上、退職から約1ヵ月後になります)。  
\*東洋紡から支払う経過措置給付の年金はなくなりますので、今後の手続きは不要になります。

#### <税金の取扱い>

一時金で受け取る場合、退職所得として計算されます。

\*今後とりあげてほしいご質問等ございましたら、shakaihoken\_well@staff.toyobo.co.jpまでメールしてください。